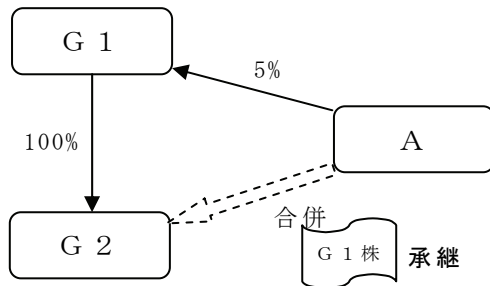


問 15 親会社株式の現物分配

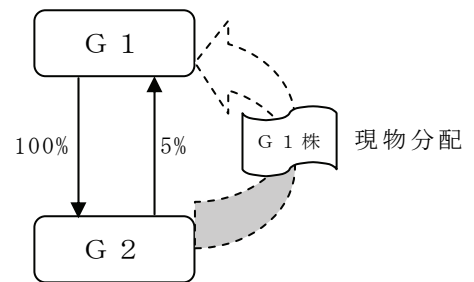
問 内国法人G 2（普通法人）は、自らを合併法人とする吸収合併により被合併法人Aが保有していた内国法人G 1（普通法人）の株式を承継しましたが、G 1とG 2との間にはG 1がG 2の発行済株式の全部を保有する完全支配関係があったことから、当該吸収合併により承継したG 1株式をG 1に対し現物分配を行う予定です。

当該現物分配は適格現物分配として取り扱われますか。

〔合併による親会社株式の承継〕



〔承継株式の現物分配〕



答 お尋ねの現物分配は適格現物分配となります。

【解説】

現物分配とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産を交付することをいいます。

① 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除きます。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）

② 法人税法第24条第1項第3号から第6号まで《配当等の額とみなす金額》に掲げる事由

この現物分配によりその有する資産の移転を行った法人を現物分配法人、現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人を被現物分配法人といいます。

そして、適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。）のみであるものをいいます。

このように、適格現物分配の要件として、被現物分配法人に交付する資産については金銭以外の資産であれば特に制限がないことから、お尋ねのように親会社（G 1）に対して親会社自身の株式（G 1 株）を交付する場合であっても、現物分配の直前に子会社（G 2）と親会社（G 1）との間に完全支配関係があるときには、その現物分配は適格現物分配となります。

【関係法令】

法2十二の六、十二の六の二、十二の十五、24①